

(仮称) 小野市放課後児童健全育成事業 (アフタースクール) の設備及び運営に関する基準を定める条例案 (制定イメージ)

国が定めた基準 (平成26年厚生労働省令第63号)		従うべき基準 参酌基準	小野市における対応について (検討案)		
対象児童	保護者が労働等により昼間家庭にいない、小学校に就学している児童	従うべき基準	対象児童	国の基準に準じる	
従事する者・員数	職員の資格 児童の遊びを指導する者 (有資格者「支援員」及び補助員)	従うべき基準	職員の資格	国の基準に準じる	
	有資格者「支援員」の資格		有資格者「支援員」の資格		
	保育士の資格を有する者		国の基準に準じる		
	社会福祉士の資格を有する者				
	教員免許 (幼稚園・小学校・中学校・高等学校等の教諭) の資格を有する者				
	大学卒で、社会福祉学・心理学・教育学等の学科又は相当課程を履修した者				
	高校卒で、2年以上児童福祉事業に従事した者				
高校卒で、2年以上放課後児童健全育成事業の類似事業に従事した者と首長が認めた者					
職員の配置	2名以上 (うち1名は有資格者でなく補助員でも可)	職員の配置	国の基準に準じる		
支援員の研修の受講	都道府県が実施する研修の受講を修了すること	支援員の研修の受講	国の基準に準じる		
従事する者の研修の実施	基本的な生活習慣の習得の援助、自立に向けた支援、家庭と連携した生活支援等に必要な知識・技能を補完するための研修の制度化	従事する者の研修の実施	国の基準に準じる		
集団規模設備	児童集団の規模	参酌基準	児童集団の規模	国の基準に準じる	
	利用児童の人数		利用児童の人数	国の基準に準じる	
	専用区画の面積		専用区画の面積	国の基準に準じる	
	静養スペースの設置		静養スペースの設置	国の基準に準じる	
管理・運営に関する基準	開所日数	参酌基準	開所日数	国の基準に準じる	
	開所時間		開所時間	国の基準に準じる 平日18時 (放課後～延長利用19時) まで 休日18時 (朝8時～延長利用19時) まで	
	運営の目的及び運営の方針		定める	国の基準に準じる	
	職員の職種、員数及び職務の内容		定める		
	開所日と開所時間、休業日		定める		
	利用料等の事項 (実費・上乗せ徴収含む)		定める		
	利用定員		定める		
	利用開始時の重要事項説明		定める		
	災害非常対策、緊急時等における対応方法		定める		
	秘密保持 (個人情報管理)		定める	秘密保持 (個人情報管理)	国の基準に準じる
	子どもの国籍・心情・社会的身分・費用負担の可否等による差別的取り扱いの禁止		定める	子どもの国籍・心情・社会的身分・費用負担の可否等による差別的取り扱いの禁止	国の基準に準じる
	懲戒権限の乱用、虐待等の禁止		定める	懲戒権限の乱用、虐待等の禁止	国の基準に準じる
	事故発生の防止、発生時の対応		定める (処置指針・体制等の整備)	事故発生の防止、発生時の対応	国の基準に準じる
	自己評価、保護者又は外部評価		定める	自己評価、保護者又は外部評価	国の基準に準じる
	感染症・食中毒の防止、医薬品の常備等		定める	対償金品・財産上の利益供与の禁止	国の基準に準じる
苦情処理窓口等の設置	定める	苦情処理窓口等の設置	国の基準に準じる		
会計帳簿・保育提供日報等記録の整備	定める	会計帳簿・保育提供日報等記録の整備	国の基準に準じる		
		独自基準	※暴力団排除	小野市暴力団排除条例で定める暴力団関係者の排除規定を設ける	